

長崎県議会の会議録に関する取扱いについて

近時、一部のインターネットメディア（Web サイト、SNS、動画配信等）において、長崎県議会が会議録の作成に関して不正行為を行っているかのような発信が見受けられますが、そのような事実は一切ありません。

長崎県議会においては、議会活動の透明性を確保する観点から、関係法令に基づき、会議録の作成及び公開を実施しています。

本会議の会議録については長崎県議会会議規則第111条から第114条、委員会の会議録については長崎県議会委員会条例第35条の規定に基づき、議事の経過及び発言内容を正確かつ厳正に記録することを基本として作成しており、発言の取消し又は訂正が生じた際には、これらの規定に従い、適切に対応しています。

なお、会議録を閲覧に供する際は、非開示情報（個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの等）に配慮したうえで、議会図書室に冊子として配架し、県議会ホームページにもデータを掲載しています。

長崎県議会としては、引き続き法令遵守を徹底し、議会活動の透明性の向上及び県民への情報提供の充実に努めてまいります。

令和8年1月13日

長崎県議会